

本日の会議に付した事件

第1回山元町議会定例会（第3日目）

平成23年3月9日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議発第 1号 山元町議会議員定数条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 4号 山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 5号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 6号 山元町情報公開条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 7号 山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 8号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第11号 山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例
日程第 9 議案第12号 山元町道路線の認定について
日程第10 議案第13号 山元町道路線の廃止について

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。

ただいまから、平成23年第1回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、2番青田和夫君、
3番伊藤隆幸君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）日程第2．議発第1号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。12番後藤正幸君、登壇願います。

12番（後藤正幸君）ただいまから山元町議会議員定数条例の一部を改正する条例を朗読しながら
ご説明申し上げます。

最初に2ページをお開きください。

提案理由の説明から申し上げます。

提案理由。本町議会は、平成15年及び平成19年、前2回の改選期に議員定数を2
人ずつ削減してきました。その趣旨は、行政改革や経費節減からのみ論ぜず、住民を代
表するにふさわしい議員数、議会の機能強化や活性化を基本として議員数、住民の意見
を反映させるための議員数などの各視点で議論した結果、本町の行財政改革をなお一層
推進することが議会としての責務と議会自身が判断したものです。

また、その後、本年1月1日より施行した山元町議会基本条例において、議員定数の

改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するとともに、町民の意見を参考に決定するものとする規定されております。

以上を踏まえ、2月末に公表された平成22年国勢調査人口速報集計結果で明らかになった平成17年の前回調査と比した町の人口の減少度合い、すなわち平成17年の調査では1万7,713人ほど山元町にありました。ところが、平成22年度の調査では、1万6,708人ということで、前回と比べますと1,005人の減少となっております。町を取り巻くいまだ厳しい社会経済情勢の現状をかんがみたまに、行財政改革の推進の一翼を担う議会みずからが、なお一層の努力をすることが多くの町民が期待しているものと認識しております。

よって、議員定数を「2人削減し、14人が適正」と考え、山元町議会議員定数条例を改正するために提出するものであります。

前の1ページに戻っていただきたいのですが、本則中「16人」を「14人」に改めるというように改正したいと思います。

付則といたしまして、この条例は次の一般選挙から施行するというようにしております。

一番前にお戻りください。

山元町議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第1項、山元町議会基本条例第17条第3項及び山元町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者	山元町議会議員	後藤正幸
賛成者	山元町議会議員	岩佐 豊
	同じく	佐藤智之
	同じく	青田和夫
	同じく	齋藤克夫
	同じく	森 茂喜
	同じく	阿部 均
	同じく	伊藤隆幸

山元町議会議長 佐藤晋也殿

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから提出者に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

10番（佐山富崇君）はい。提案理由に述べられましたもろもろ、特にその趣旨は、2人ずつ減らしてきたと。それで、その趣旨は、行政改革や経費節減のみならず、のみからばかり論ずるのではなく、住民を代表するにふさわしい議員数、議会の機能強化や活性化を基本とした議員数と、そういう意味合いも含めてやってきたんだというのはよくわかっております。私もこの2ずつ減らすことに賛成をしてきました。そして、十分論じながらやってきたわけでありまして、議会でも、今回のこの改正提案であります、今回の改正提案は、なぜこの時期にきて提案なのか、私には理解しかねるところであります。まずその辺からお尋ねをいたします。

12番（後藤正幸君）はい。お答え申し上げます。

今、質問の中の前半は、特別委員会等々でやってきた経過を踏まえてもっともだというように前半のお話でございます。後半の方に入ってからのご事情でございますが、要するに特別委員会等々で、基本条例の中でもこの議員定数の話は、縷々ありました。ですが、基本条例をつくることのみで終始して、この議員定数にはなかなか触れていかなかったということでもあります。

そういった中で、私たち、この基本条例に基づいて、議会報告会等々を実施してきました。その議会報告会の中でも議員定数の削減を求められております。また、町政の方でも、この前、18から20日、先月ですか、あったわけでございますが、その行政懇談会の中でも町長が率先して議員を引っ張って行って、議員を削減できないのかというような声も各会場であったというように聞いております。

そういったことで、私たちが、時間がなくて議員定数の削減をなかなか論じないと言いつつも、刻々と私たちの改選期が迫ってきます。民意でありますので、町民の目線でどうしてもこれは改革しなければならないのだと私は判断して提案しております。以上です。

10番（佐山富崇君）はい。それはよくわかります。その中で、基本条例を制定するのに一生懸命取り組んできたわけですから。それまで一部そういう声もあったかもしれませんが、総意に至らなかったと。この定数問題に手をつけようというところまで総意がなかった。それは事実であります。そういう点からいって、基本条例の中にもあるとおり、十分議会で議論をしながら、討議をしながら、物事をまとめていこうやという基本条例を作成して、ことし1月1日から施行したばかりであります。

その中であって、何の熟議もなし、討議もなしでやってきました。そういう中で、言ってみれば、もう選挙1か月余り、もう駆け出している候補者もいるやに聞いております。もちろん準備行為でしょうけれども、選挙運動ではなく準備行為だとは思いますが、駆け出しているやに聞いております。こういう時期になってから提案するのはいかがかと私は思っております。

そういう観点から、二つ減らすことによって、提案理由にもありますとおり、機能強化はどういうふうに働くのかをお伺いします。

12番（後藤正幸君）はい。先ほどの質問にもあったように、今になってというようなお話でございますが、だれかが言うのだろうというようなスタンスで、議会がいつまでもそこに入り込まないというようなことでは、これでは町民の目線から見た場合いかがかと私は感じました。それで、今、質問にありますように、全体で討論とか考え方を議論したわけではございませんが、私たち仲間で、とにかく改正してから定数を減らそうやとか、そのような考えよりも、むしろこの改選前に踏み切るべきではないかというような判断のもと、このような提案をいたしました。

それから、中の改革をどのようにするかというのは、提案してみて、これが可決になれば皆さんとともにどのようにすればいいのかということをよく議論して改革していかねばならないんだと思いますが、これは本当の入り口ですので、これが可決になるのか否決になるのかわからないまま議会改革の分野まで私は考えておりません。自分の、個人の頭の中では持っていますよ。ですが、全体的にそういう議論する場には出しておりません。以上です。

- 10番（佐山富崇君）はい。私の質疑に答えていないですよ。二つ減らすことによって議会の機能強化、活性化をどのように図られるんですかというふうに質疑をいたしました。改めて質疑いたします。
- 12番（後藤正幸君）はい。今もお話ししたように、削減になるかならないかわからない時点で、私の口からその機能強化とか何かと改正案は述べられませんということでございます。
- 10番（佐山豊崇君）はい。いや、ですからね、提案理由に今までも行革や経費削減からのみ論じず、住民を代表するにふさわしい議員数は幾らなのか、あるいは議会の機能強化や活性化を基本とする議員数はどれぐらいなのかということの基本に削減をしてきたと。つまり今回もそういう意味合いがあるわけでしょう、こういうふうに提案なされたということは。ですから、その二つを減らすことによってどういうふうに議会の機能強化が図られるんですかと、あるいは活性化が図られるんですかと、提案者としてそれはお答えいただく義務があるのでは、責任があるのではないかと私は思いますので、説明いただきたいと思います。
- 12番（後藤正幸君）はい。どこの議会も同じように、そういう意味合いで進んでいるということが、一つ、原点であります。この削減ですよ。それから、議会のこの機能強化という部分はいろいろあるんだと思いますが、私なりに申し上げますと、みんなで後でこれは議論するとさっきから言っておりますように、例えばの話ですよ、今、三つの委員会があるんですが、これを二つにして、予算とか決算の審査方法等をもっと簡素化するとか、例えば総括審査を本会議でもやる、分科会でもやるというような具合に今なっていますね。これを二つぐらいにして、おのおの議員が、要するに今は三つに分かれて、自分が分担した分だけを、あと細かく審査しているんですよ。これを二つぐらいにすれば、より多くの方が、全体をこと細かに把握して採決していけるのではないかなと。それから、職員の方にも、あと議会の日数等ももっと削減できるのではないかなと、そういう思いでこの2人削減が適当と判断して提案しているものであります。
- 10番（佐山豊崇君）はい。三つを二つにするというようなことが果たして活性化になるのでしょうか。あるいは、二元代表制としての、議会としての監視機能なりそういうことが果たせるものかなというふうな私は疑問を持ちますが、それはあえて考え方の違いでありますから、わかります。
- ただし、議員定数は、きっちり私ども議会の立つ位置ですから、それは私どもが時間をかけて作り上げて、ようやく1月1日から施行した基本条例にあるとおり、やはりもっと、もちろん町民の皆さんが「議員定数はもっと考えたらどうか」というようなことを考えていらっしゃるといのは理解はできます。しかし、公聴会なり、あるいは参考人に来てもらうなり、やはりもっときちっと静かなときに慎重に検討するべきではないのかなと私は思います。検討したり町民の皆さん方から意見を聞くことについては、私は賛成です。
- ここに基本条例がありますが、改めて第5章に「自由討議」という、基本条例の3ページですか、あるですよ。「議会は言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない」とこういうふうにあるわけですよ。それが、今回きちっと議員間で討議したということはない。そういうふうなことから言ってね、もっと議員で、フランクにまず、あるいは公聴会等も開いて、町民の方々にも来ていた

だいて、正式にお話聞いて、それで検討に入る、あるいは定数削減をすべきである、あるいは定数削減に入るのであれば、あるいは経費削減等も含めるのであれば、議員の報酬も検討しなければいけない。そういうことから、始まらなければならないと私は思う。

この時期に来て、先ほども申し上げましたが、選挙運動とは申しません、事前行為ということですかね、そういう形で……、準備行為ですね、失礼しました。準備行為という形でもう走り出している方はいらっしゃるわけですよ。この時期に、つまりは、私から言わせれば、相撲が始まってから土俵の大きさを論ずるようなものだ。私はそれではいけないと思うんです。みんなで話し合って、十分に、あるいは町民の皆さんの意見もきちっと聞いて、その中から土俵はこうしようやという形で土俵を決めるのが先ではないのか。しかも相撲始まる前にですよ、はっけよい、はっけよい、残った……、立ち上がってから土俵を決めるようなものだ。私は今の時期のこういう提案はいかなものかなという考えを持っております。

私ばかり聞いてもいられないだろうから、私が「みんなで」と言いながら、一人で質疑もいかなものかと思しますので、私の質疑はこれで終わりにしておきます。（「今の質疑に答弁は」の声あり）要りません。

6番（菊地公一君）はい。私も、ちょっと解せないことがあるものですから質問させていただきますが、一つは、我々が2回にわたり議員定数を削減したわけですよ。議員の人たちはわかると思うんですが、皆さんと討議、議論しながらこの削減というものをやってきたわけなんですよ。ところが、今回は議員提案だけでこの大事な議員定数の削減と、それと先ほどお話が出た選挙間近になったような状況の中で議員定数、これはひとえにいかなものか。しかし、この議員定数の削減案も、議会報告会でやったりしたときにも、基本条例を作成したときにも提案もなし、何もなし。ここに来て、やみ討ちみたいな行動をとっていると。これは何かといいますと、TPPの大会の席で「署名してくれや」というような話があったということでございます。それに提案理由もなしに署名したというような方もいるようでございます。このような話もしないで、この大事な議員定数の削減。

だれも削減するのにいやとか何とかではないんですよ。こんな議会のあり方があっていいのですかと。基本条例は何なんですかと。基本条例を1月1日に施行したばかりですよ。その中で、何にも話もしない。だったら、基本条例は要らないのではないですか。何のための基本条例ですか。我々の法律とも憲法ともというような大事な基本条例ですよ、議員の。それに対して、討議、討論、自由討議もしっかりあるわけですよ。その中で自由討議もしない、こんな話がありますか。そういうことで返答願います、提案者。

12番（後藤正幸君）はい。今の質問、よくわかりにくかったのですが、答えます。ただ、違うというのであれば再度質問していただきたいと思っております。

今の質問は、先ほど佐山議員が質問した自由討議、第5章。条文で言えば、基本条例の10条の件だと私は思っておりますが、この基本条例の10条、自由討議というのは、町長の方から議会に提案されたものをみんなでいろいろお話しして、これはいい、悪い、ああこうだといろいろな意見を自由に話し合って、そしてなるべくみんなに認識してもらって、同じような共通認識のもとで採決しようやというのがその自由討議のことであります。

今回、この自由討議もなしというのは、だれかが提案したものではありません。私が提案しているのは、基本条例ではございませんので、地方自治法にうたわれております、112条の第1項にうたわれているこの規定に基づいて、議員がみずから改革したいんだということで提案しております。以上です。

6番(菊地公一君)はい。基本条例に抵触しない、ただただ地方自治法の112条の1項、13条の2項の規定によりということで提案したのは、これは間違いありませんよ、当たり前なんです。

しかし、だったら我々議員って何なんですかということ。話できないんですか。話して、物事というのは、ある程度はみんなの身に降りかかるものなんですよ。それを討議、討論もしないで、そんなに議員というのは話できないんですか、みんなと。こんな状況、おかしいんじゃないですかね、議会として。提案者に質問します。

12番(後藤正幸君)はい。話し合いできないというのではなくて、私が今ここで提案しているんですよ。ですから、いろいろ議論して、いいか悪いか、あと採決していただきたいんです。ここに提案するまでには一部の方々とお話を進めております。私個人の名前で提案はしていますが、話し合いは持ってやっているんですから、私個人の考え方だけではございません。ですから、議論していないというのはおかしいですよ。ここに今提案しているんですから、議論の場に出しているんですから、大いに議論していいか悪いか採決してください。以上です。

6番(菊地公一君)はい。私もね、「議員定数削減にどうですか」と言われました、ある議員に。しかし、提案理由もなしに「どうですか」と言われて、「いや、いかななものか」と言いましたよ。そうしたら、それが反対者になっているんですよ。署名をしるとも何も言われませんよ。こんなばかな話、ないでしょう。提案理由も何もなしに、やみくもに、空手形に、判こを押せというようなものでしょう。それこそ……、我々にとって水戸黄門みたいなものですね。水戸黄門の悪代官みたいなものでね、こんなことはありえないでしょう。空手形でだよ。「議員削減どうだ」って、ただ言われたんだ。「いや、いかななものか」と。ただ口で言われたってさ……、だと思っただけです、私の信念とすれば。書類は見せられません、一切。出てきたのがこの署名した人たちの名前だけです。署名に書けとも言われません。賛同しるとも言われません。提案理由も見せられません。なぜか、その辺のことを説明願います。

12番(後藤正幸君)はい。お答え申し上げます。

要するに、この提案をするとき賛成者に名前を連ねていないために反対だという議論は私は思っておりません。仮に3人で提案してもできるんですからね。この場で採決するとき、賛成さえしていれば、賛成だと私は思っております。ですから、ここに2人でも3人でも、たまたまここに7人の方がサインなさっていますが、これを見せられないから反対だとか何かというのは、それは……、ここで賛成するか反対するかが賛成反対の結論だと私は思っております。

6番(菊地公一君)はい。書類作成の場合は、こんなに名前は連ねないんですよ、こんなにさ。何というのか、今まで提案理由とか何かでこんなことありましたか。ただただ名前を連ねて、書かない人は外していくというような感じ。まず、町民の人たちが反対しているから、今度選挙だからおかしくなるんじゃないかなどというような言葉もちらほら出て

いるような感じがしますが、そうじゃないでしょうっていうの。議員として、代表としてここに来ている限りは、討議、討論もする必要があるのではないかと。ただただそんなに自分たちだけで物事を陰でこそこそやって、こういう書類を、大事な書類を作成するというようなことはいかがなことかと思うんです。以上です。

議長（佐藤晋也君）はい。質疑は、議題外にわたったり自己の意見を述べたりしないように簡便にお願いをしたいと思います。

12番（後藤正幸君）はい。先ほどもご説明申し上げましたが、ここへ名前を賛成者のところに入れないから反対というのではありません。要するに、私がバッシングしたかのような具合に今聞きましたが、そういうつもりはさらさらございません。

私は、先ほど申し上げましたように、地方自治法にうたわれておりますように、議員が改革しようと思うときは、議員定数の12分1以上の賛成者をもって提案しなさいというように法律であります。それに基づいて最低限の指定だけあって、上は何人というようにうたわれておりません、法律では。ですから、この最低限の人数をクリアすればいいのだろうというふうなつもりで提案しております。ですから、ここに、何度も繰り返しますが、サインしていないから、賛成者のところに名前を連ねておかないから反対だというふうなつもりはございません。ここで採決するとき、否決とするのか賛成とするのかによって、賛成、反対というのが明らかになるのだと私は思っております。以上です。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。

10番（佐山豊崇君）はい。先ほども質疑をいたしました。なぜ今なのかと。明確なお答えをいただいたとは思っておりません。

私は、まずもって時期が問題だと。定数の問題を論ずるということにつきましては賛成でございます、論ずることにつきましてはね。ただ、時期的に、正直全員協議会でも出ました、お隣、亶理町で20から18になった、二つ減らしたんだよと。「おら方でも考えたらどうだや」という話は若干出ました。私も発言をいたしました。これは余りにも遅い。亶理町は遅い。1月に入ってからでは遅いんだと。やむを得ない、今回は人口の動きからいっても四つぐらいの開きはやむを得ないかなとは思いますが、「時期的にまずい、もう遅いから今回はこのままでいいのではないのでしょうか」と私は申し上げました。そのとき、だれ一人、「いや、これから論じよう」という話は出ませんでした。それが、この時期になって、あれから1か月以上、1か月半近く出してから今度の議員提案であります。私は、時期的にまずい時期だなと思えます。

先ほど提案者の方の質疑のお答えの中に、自由討議、1月1日から施行されました基本条例の第5章の第10条。この自由討議については、執行部から提案されたことについて自由討議するんだという話が出ました。私は、それは当然ですが、その前に、私も議会の立つところの土俵を論ずることこそ、まずもって自由討議をしなければならな

いんだ。私はそう思っている。

まず、この自由討議の第10条を読み上げます。「自由討議第10条 議会は、言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない」、第2項といたしまして、「議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長からの提出議案並びに請願及び陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議に議論を尽くして」、次が大事であります、「合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない」と、こういうふうになっています。

そういう意味からいって、今回のこの時期での、この議員定数を減らすとか何とかというのは論ずるべきでは本当はなかったと私は思うんです。もっと平和なときにといいますか、選挙間近ではなく、みんなで話し合っって合意形成を目指す。あるいは町民の皆さん方にも公聴会を開いて、大いに意見を聞いて、そしてその議員定数なり、あるいは議員の報酬なり、議会のあり方なりをもっと論ずるべきだったと私は思っております。

ただ、残念なことに、今度の議員提案、提案者もおっしゃっていましたが、過半数の議員が賛成者となっております。提案者は議会運営委員長であり、また、賛成者もこの基本条例をつくった委員長でもあります。そういう意味からいって、基本条例の精神をきちっと理解していないのではないかと。私は甚だ不満であります、そういう意味からいって、もっと基本条例を理解して、そして議会の審議をしていくべきだと。特に私ども議会が立つところの基盤をつくる定数とか、報酬とか、もっともっと平和なときに、平和といいますか、選挙期間に入る前にですね。こういう時期ではなく、時間をたっぷりとして、そして審議するべきだと。そして、合意形成を図るべきとなっているんですよ。本当はそっちだこっちだなんてやるべきではないんだ。もっと合意形成に努めなければならないわけです。

そういう意味からいって、私は今回のこの提案には反対であります。以上を申し上げまして、反対討論といたします。

議長（佐藤晋也君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

3番（伊藤隆幸君）はい。私は、賛成の立場で討論を行います。

近年の厳しい社会経済の中、地方行財政改革が、経費削減が、住民の間には強く求められております。住民の意見を反映させるため、町民の負託にこたえるために議会の機能を勘案して、主体的な判断により議員定数の削減に至ったものであります。町政と現状、課題、将来の予測と展望を考慮し、山元町議会議員の基本条例においては、「町民の意見を参考とするもの」と規定があります。開かれた議会としての責務を果たすため、山元町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に、以上の理由から賛成するものです。以上です。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）これで討論を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから議発第1号山元町議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤晋也君）起立多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第3．議案第4号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課長庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい。議案第4号山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議員の皆様には事前に配付をさせていただいております条例議案の概要でご説明をしたいというふうに思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

提案理由でございますが、この条文の上にご書いております山元町行政組織の再編に伴い、児童福祉施設に関する事務が子育て支援課の所管となるため改正するものでございます。これは提案理由と同じということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

改正内容でございますが、山元町児童福祉施設運営審議会の庶務を担当する部署を、保健福祉課から子育て支援課に改めるものでございます。

施行期日は2の方に書いてありますが、23年4月1日よりということでご理解を賜りたいと思います。

以上、議案第4号についてのご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第4号山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第4．議案第5号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課長庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい。議案第5号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

先ほど同様、事前に配付させていただいております条例議案の概要で説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、山元町行政組織の再編に伴い、放課後児童クラブに関する事務が子育て支援課の所管となるため改正するものでございます。

改正内容でございますが、山元町放課後児童クラブの総括的管理監督する担当課長を保健福祉課長から子育て支援課長に改めるものでございます。

施行期日は平成23年4月1日よりということでございます。

以上、議案第5号についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第5号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第5．議案第6号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課長庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい。それでは、議案第6号山元町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。先ほど同様、概要書で説明をいたします。

提案理由でございますが、山元町が保有する電磁的記録について情報化の進展状況等に対応した情報公開を行うため改正するものでございます。

改正の内容でございますが、電磁的記録の公開の方法については、紙に印字したものを閲覧または写しの交付としていたものを、情報化の進展状況を勘案した方法で公開するために改めるものでございます。

3番、その他の方を若干説明をします。情報化の進展状況を勘案した方法ということは、山元町情報公開条例施行規則に定めまして、主な規定内容が下記のとおり、録音テープ、ディスクは録音カセットテープに複写したものを交付。ビデオテープ、ディスクはビデオカセットテープに複写したものを交付と。電磁的記録はフレキシブルディスク、FDとか光ディスク、CDですね、に複写したものを交付というふうな内容でございます。

施行期日は平成23年4月1日よりでございます。

以上、議案第6号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番（齋藤慶治君）はい。今、その他の内容で説明を受けたんですが、少しイメージがわからないんですよね。録音テープを複写したとか。現実に情報公開条例だから、私たち議会の立場にすると、議会で録音したのも今度はカセットテープ等で請求者に対して交付されるような形にまずなるのかどうか。

あと、執行部の方で、情報公開条例で今までどんなものが来ているかというのは私も具体的にはわからないんですが、この光ディスクとかそういう電磁記録に記録されるようなものというのは、代表的なものとしてはどういうものが範囲に入っているのか、その点、もし例として示してもらえればよりわかりやすくなるのかなと思います。以上です。

総務課長（庄司正一君）はい。第1点目でございますが、議案書の3ページ、新旧対照表の中で、議会もということでご理解を賜りたいというふうに、対象になると。定義の方の第2条でございます。この中に書いてありますが、「情報の公開を実施する機関とは、町長、教育長、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会」ということになっておりますので、議会も対象になるということでまずご理解を賜りたいというふうに存じます。

あと、第2点目の具体的なものということでございますが、今まで情報公開の申請等はございませんが、今回の改正の内容に至った理由といたしましては、今まで紙で印刷されたもの、それを今度はデータベースで全部ほしいという形の例が出ているということで、その内容等を勘案しますと、特定したもの、あるいは金額的にどのような金額を提示したらいいのかということで、我々もちょっと議論する場がございました。今回この条例をさせていただきまして、その辺の価格等について規定したいということもありましたので、今回条例化するというごご理解賜りたいというふうに思います。内容的には地図情報などが主な内容でございます。

よろしくご理解を賜りたいというふうに存じます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第6号山元町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、この際暫時休憩をします。再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）日程第6、議案第7号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課長庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい。議案第7号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について、ご説明を申し上げます。概要書でご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、
育児休業等を行うことができる職員に非常勤職員等を加えるため、改正するものでござ
います。

改正内容でございますが、短時間勤務職員等を除く非常勤職員を対象に、育児休業及
び部分休業の取得を可能とする。

（1）本改正の適用を受けない非常勤職員ということで、短時間勤務職員。この短
時間勤務職員は本町では該当しておりません。その他条例で定める職員。在職期間が
1年未満の非常勤職員。養育する子が1歳に達する前に任期が満了する非常勤職員。勤
務日の日数を考慮して、規則で定める非常勤職員等でございます。

（2）非常勤職員に対する部分休業の承認ということで、1日の勤務時間から5時間
45分を減じた時間というふうになっております。

その他ということで3番の方を説明させていただきます。改正前、改正後ございま
すが、改正前の「非常勤職員」というところを「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」
というふうに具体的に表示をさせていただいております。また、「非常勤職員等」という
ことで、一般の非常勤職員としては本町では納税勤奨員が該当するのかなというふう
に思っております。あと、該当する職員は今のところ本町ではございません。

施行期日に関しましては、平成23年4月1日よりということでございます。

以上、議案第7号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第7号山元町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第7、議案第8号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課長庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい。議案第8号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。今までと同様、概要書で説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、月60時間の時間外勤務時間の算定の対象に日曜日またはこれに相当する日の勤務時間を含めるため改正するものでございます。

改正の内容でございますが、職員の時間外勤務手当につきましては、月60時間を超えて勤務した時間の算定から除外しておりました日曜日またはこれに相当する日の勤務時間を積算の基礎に含めるものでございます。その他ということで若干説明をさせていただきます。月60時間を超えた時間外勤務に係る手当の支給割合は100分の150でございます。60時間以内の場合は、下の米印の100分の125ということでご理解を賜りたいと思います。

今回提出する条例の本来の目的でございますが、基本的には日曜日は体を休める日であり、その日仕事をした場合、代休をとることが基本ということで今まで対応してきました。しかし、実状的にはどうであるかという、なかなか代休をとれるような状況ではございません。民間においても同様な状況でありまして、民間の60パーセント以上が日曜日も含めて対応しているということでございますので、その辺を踏まえて今回の

改正に至りました。その辺もご理解を賜って、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

すみません、施行期日は平成23年4月1日ということでご理解を賜りたいというふうに思います。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第8号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第8、議案第11号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長 荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。議案第11号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。概要書でご説明申し上げます。

提案理由でございます。退職後に在職期間中において懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとするなど、退職手当について新たな支給制限及び返納などの制度を設けるため提案するものでございます。

改正内容でございます。退職手当の支給制限等として以下の項目を加えるものでございます。在職期間中に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る支給制限及び支払い後の返納または納付を求めるものでございます。

施行期日でございますが、平成23年4月1日でございます。

以上、議案第11号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第11号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第9、議案第12号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。議案第12号山元町道路線の認定についてをご説明申し上げます。本案件は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定するものであります。

提案理由から説明いたしますので、2枚目の裏面、提案理由をご覧願います。

国営農地再編整備事業による町道の付け替え及び県道角田山下線の新設による町道交差点の起終点の変更並びに県道半田山下線が新たに町に移管となることなどに伴い、これらの道路を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定したいので提案するものであります。

議案書にお戻り願います。

路線の位置につきましては、先の3月2日の本会議時において別添の第1回議会定例会配付資料ナンバー10としてお配りいたしました山元町道路線の認定・廃止路線図で、赤の着色で記載した位置等をご覧いただきますようお願い申し上げます。

本議案で提案する認定路線は、整理番号1番、町道1117号小平北線を始めとする整理番号42番町道6170号磯浜南線までの42路線であります。

続きまして、路線の説明に移りますが、記載の内容につきましては、主な路線等の説明とさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

初めに、整理番号1番、町道1117号小平北線ですが、県道角田山下線の新設に伴い、起点を小平字北56-4、終点を小平字北ノ入50とする延長584.7メートル、幅員は5.0から19.5メートルであります。ほかに県道角田山下線の新設に伴い認定いたします路線は、整理番号2番、3番、6番、7番、8番の5路線であります。

次に、整理番号4番、町道1137号大平明通線ですが、県道角田山下線が新設され

たことに伴い、県道半田山下線が町への移管替えとなりますことから、起点を大平字館山9-6から終点を小平字南柳沢42-5とする延長2,029.31メートル。幅員は6.0から24.8メートルであります。ほかに同様の理由から認定しますのは、整理番号5番の町道1138号大平西線であります。

次に、整理番号9番、町道2108号、横山新道横道線ですが、常磐自動車道山元インターチェンジ建設に伴い、起点八手庭字上新道21-2、終点大平字中平100-1とする延長1,576.13メートル、幅員は3.0から15.7メートルであります。

次に、整理番号10番、4163号、高瀬西中耕土線ですが、農地再編整備事業に伴い、起点高瀬字北田17、終点高瀬字北田33とする延長331.87メートルでございます。幅員は5.0から12.3メートルであります。ほかに農地再編整備事業に伴い認定しますのは、整理番号11番から41番までの31路線でございます。

最後に、整理番号42番、町道6170号、磯浜南線ですが、起点坂元字磯浜8-2、終点坂元字浜2-6とする延長225.07メートル、幅員が3.8から12.5メートルで、新たに新設するものでございます。

以上で議案第12号山元町道路線の認定についてのご説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第12号山元町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第10、議案第13号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。まちづくり整備課長森政信君。

まちづくり整備課長（森政信君）はい。議案第13号山元町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。本案件は道路法第10条第3項の規定に基づき路線を廃止するものであります。

提案理由からご説明いたしますので、2枚目の提案理由をご覧ください。

国営農地再編整備事業による町道の付け替え及び県道角田山下線の新設による町道交差点の起終点を変更するため、これらの道路を道路法第10条第3項の規定により廃止したいので提案するものであります。

議案書にお戻り願います。

路線の位置につきましては、山元町道路線の認定・廃止路線図で青の着色で記載した位置等をご覧いただきますようお願いいたします。

本議案で提案する廃止路線は、整理番号1番、町道23号、小平中道線を始めとする整理番号25番、町道6130号、中浜木の下線までの25路線であります。

初めに、議案第12号で認定のご可決をいただきましたことから、整理番号1番、町道23号、小平中道線につきましては、県道角田山下線の新設に伴い廃止するものでございます。

次に、整理番号5番、町道2108号、横山新道横道線は、常磐自動車道インターチェンジ建設に伴い廃止するものでございます。

次に、整理番号6番、町道4127号、山下耕土上線ですが、農地再編整備事業等に伴い廃止する路線となります。さらに、整理番号7番から25番までの20路線等が同様の理由で廃止する路線となります。

以上で、議案第13号山元町道路線の廃止についての説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第13号山元町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、3月10日午前10時開議であります。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 散 会
